

都の対応方針

基本的考え方

現行の幼稚園、保育所、認定こども園の基準内容を踏まえ、国基準を適用することによる安全性及び教育・保育上の支障の有無を検討する。
特に現行の認定こども園の都基準より国基準が緩やかな場合は、現行水準の適用可否を検討する。

国基準と異なる基準を適用する場合は、合理的かつ具体的な理由を整理する。

府省令未規定部分

今後、国の規則・通知等で整理される項目については、都における方向性・留意点を整理する。

主要な論点

項目	国基準 25.12.26(国)子ども・子育て会議、 基準検討部会合同会議資料より	論点	都対応方針(案)	
			考え方	
園庭 (新設基準)	【府省令未規定】 原則 屋上の園庭への面積算入は不可。 ただし、耐火建築物等の一定要件を満たす場合に屋上の面積算入可。	「ただし書き」にある一定要件を満たす屋上の面積算入を認めるか。 (参考)保育所は認めている。	屋上の園庭面積算入を認める。	認可保育所のうち約14%が屋上を面積算入対象としているが、運営上支障がない。
保育室等設置階数 (新設基準)	原則 保育室等は1階に設置。	-	-	-
	例 耐火建築物等の一定要件を満たす場合に、保育室等の2階への設置が可能。 満3歳未満児に係る保育室等については、園舎が耐火建築物で、保育所で認められている避難用設備等を備える場合に、3階以上に設置可。	保育室等の設置階について、2階以上への設置を認めるか。	保育室等の設置階について、2階以上への設置を認める。	耐火建築物や避難用設備等の建物設備の安全性に関する国の要件を満たしていれば保育室等の2階以上への設置を認める。 ただし、3階以上に保育室等を設置する場合は、都として避難の安全管理に関する措置を求める。
	外 【府省令未規定】 屋上が園庭面積算入対象となる場合で、当該屋上が保育室等と同一階又は上下1階内に位置している場合は、原則に対する例外的な取扱いとして、満3歳以上児の保育室等も3階以上に設置可。			

その他国基準と異なる想定項目

項目	国基準 25.12.26(国)子ども・子育て会議、 基準検討部会合同会議資料より	都の現行基準	都対応方針(案)	
			考え方	
保育室等の面積 (新設基準)	乳児室 1.65㎡以上 ほふく室 3.3㎡以上	乳児室又はほふく室 3.3㎡以上	都の現行基準を適用する。	両室の区別は困難であるため、両室を合わせて考え、広い基準を採用する。
保育室等の面積 (移行特例)	既存幼稚園は、幼稚園基準の園舎面積(延床面積)を満たしていれば、各居室ごとの保育所基準面積は問わない。	保育認定子供のみ時間帯において、保育所基準(1人1.98㎡以上)を満たしていること。	都の現行基準を適用する。	各保育室の一定の面積を担保する。
教育・保育に従事する職員の資格 (新設基準)	保育教諭は法施行後5年間は幼稚園教諭、保育士のいずれかの免許を有していればよい。(原則は、両免許の保有が必要。)	学級担任は、幼稚園教諭。 保育認定こどものみの時間帯は、6割以上が保育士。	都の現行基準を適用する。	児童への教育・保育について一定の専門性を確保する。
調理室 (新設基準)	自園調理の場合は、原則、調理室設置。 ただし、食事を提供すべき子供が20人未満である場合は、「調理設備」で可。	子供の人数にかかわらず調理室の設置が必要。	都の現行基準を適用する。	調理室(独立区画、手洗い設備等)を設けることで、一定の衛生基準を確保する。
教育時間・保育時間等 (新設基準)	【府省令未規定】 ・開園日数:日曜、祝休日以外 ・開園時間:原則11時間 ・ただし、地域の実情での取扱可能。	保護者の就労の状況等地域の実情に応じて定める。	開園日数、開園時間を明示する。	保育認定子どもの受け入れが必須のため、原則の開所、開園日を記載しておく。

※ 25.12.26(国)子ども・子育て会議の国基準では示されていないが、避難・消火訓練について、現行水準並みの月1回の実施を求める。